

至誠館大学自己点検・評価規程

（目的）

第1条 この規程は、至誠館大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（自己点検・評価の意義）

第2条 本学は、自ら教育理念の実践と社会的使命及びその責任を自覚し、絶えず自己の教育研究活動等について検証することにより、現状の問題点を明らかにするとともに、その改善の方向を明確にし、組織的かつ継続的に改善改革を積極的に進め、本学の教育研究水準の向上及び教育研究組織の活性化を図り、もって特色ある大学づくりを目指すものである。

（自己点検・評価の組織）

第3条 本学は、全学的な自己点検・評価を行うため、自己点検・評価運営委員会（以下「評価運営委員会」という。）を置く。

2 評価運営委員会は、作業効率を高めるために、次の点検委員会を置く。

- ① 使命・目的等点検委員会
- ② 学生点検委員会
- ③ 教育課程点検委員会
- ④ 教員・職員点検委員会
- ⑤ 経営・管理財務点検委員会
- ⑥ 内部質保証点検委員会
- ⑦ 地域貢献点検委員会
- ⑧ 教職課程点検委員会

3 点検委員会の構成・任期については、実情に応じて、評価運営委員会が決定し、学長が依嘱する。

4 評価運営委員会は、大学の自己点検・評価活動における客観性及び公平性の確保の観点から、学長が必要と認めたときは、至誠館大学外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）の評価を受けるものとする。

5 前項の外部評価委員会に関する規程は、別に定める。

（評価運営委員会）

第4条 評価運営委員会は、大学運営会議の委員で構成し、委員長は学長の職にある者を充てる。

2 評価運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員長に事故ある場合は、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

4 評価運営委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は委員の意向を尊重して委員長がこれを決する。

5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て委員以外の者を出席させることができる。

6 評価運営委員会は、次に掲げる任務を遂行する。

- (1) 点検委員会の構成・任期に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施及び評価の公表等総括的な基本方針に関すること。
- (3) 大学運営機構及び組織の点検・評価に関すること。
- (4) 評価運営委員会の点検・評価に関すること。
- (5) 大学の総括的改善策の基本方針策定に関すること。
- (6) その他点検委員会の連絡調整に関すること。

(点検委員会の任務)

第5条 点検委員会は、評価運営委員会の方針を受けて、次の任務を遂行する。

- (1) 評価運営委員会の要請に基づく点検・調査・集計の実施に関すること。
- (2) 点検・調査の資料及び集計データの整理に関すること。
- (3) 集計結果のとりまとめ及びコメントの作成に関すること。
- (4) 評価運営委員会への点検結果の報告に関すること。

(点検及び評価の項目)

第6条 自己点検・評価の項目は、原則として別表のとおりとする。

- 2 評価運営委員会は、毎年4月、当年度に行う点検・評価項目を選定し、点検委員を決定し、原則として4年間ですべての項目について点検・評価を行うものとする。
- 3 自己点検・評価項目の見直しについては、各点検委員会が行い、評価運営委員会に具申するものとする。

(自己点検・評価結果の報告及び公表)

第7条 各点検委員会は、毎年度末、それぞれ実施した点検・評価結果について問題点及び改善策を添え、報告書にまとめて評価運営委員会に報告するものとする。

- 2 評価運営委員会は、前項の報告書に総括評価を加えて、教授会、評議員会及び理事会に報告するものとする。
- 3 自己点検・評価結果の公表については、各点検委員会の意見に基づき、評価運営委員会の議を経て、必要に応じて学内外に報告書を配布することができる。

(評価結果の活用)

第8条 本学は、自己点検・評価の結果を踏まえ、第2条の目標達成のため教育研究活動及び教育研究組織の改革・改善に積極的に努めるものとする。

- 2 評価運営委員会は、自己点検・評価の結果を踏まえ、点検・評価の組織体制、実施項目、実施方法及び評価結果の活用について定期的に見直し、改善に努めるものとする。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果を本学の短期、中期及び長期の将来計画に反映させることに努めるものとする。

(事務)

第9条 評価運営委員会の事務は、総務課が所管する。

- 2 各点検委員会の事務は、任務を委嘱された各委員会の事務所管課、当該教室及び各部・課が担当する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

制 定	平成 1 1 年	4 月	1 日	(制 定)
改 正	平成 1 3 年	4 月	1 日	(第 1 回改正)
	平成 1 5 年	4 月	1 日	(第 2 回改正)
	平成 1 9 年	4 月	1 日	(第 3 回改正)
	平成 2 6 年	4 月	1 日	(第 4 回改正)
	平成 2 8 年	6 月	1 日	(第 5 回改正)
	平成 3 1 年	4 月	1 日	(第 6 回改正)
	令和 2 年	6 月	1 日	(第 7 回改正)
	令和 3 年 1 2 月		1 日	(第 8 回改正)
	令和 4 年	4 月	1 日	(第 9 回改正)
	令和 6 年	4 月	1 日	(第 1 0 回改正)

別表（第6条分）

1 使命・目的等点検委員会

- (1) 使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。
- (2) 使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。
- (3) 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。
- (4) 社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。
- (5) 使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。
- (6) 使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。
- (7) 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。
- (8) 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。
- (9) 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。
- (10) 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研区有組織が整備されているか。

2 学生点検委員会

- (1) 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
- (2) アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。
- (3) 教育を行う環境確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。
- (4) 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。
- (5) 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
- (6) 障がいのある学生への配慮を行っているか。
- (7) オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。
- (8) 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。
- (9) 中途退学、休学及び留年への対応策を行っているか。
- (10) インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。
- (11) 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。
- (12) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。
- (13) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。
- (14) 学生の課外活動への支援を適切に行っているか。
- (15) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。
- (16) 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
- (17) 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

- (18) 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。
- (19) 教育目的の達成のため、コンピュータなどのIT施設を適切に整備しているか。
- (20) 施設・設備の利便性バリアフリーなどに配慮しているか。
- (21) 授業を行う学生数クラスサイズなどは教育効果を十分挙げられるような人数となっているか。
- (22) 施設・設備の安全性、耐震などを確保しているか。
- (23) 学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。
- (24) 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。
- (25) 施設・整備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・整備の改善に反映しているか。

3 教育課程点検委員会

- (1) 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
- (2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。
- (3) 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
- (4) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。
- (5) カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。
- (6) シラバスを適切に整備しているか。
- (7) 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- (8) 教養教育を適切に実施しているか。
- (9) アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。
- (10) 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。
- (11) 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。
- (12) 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。
- (13) 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

4 教員・職員点検委員会

- (1) 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。
- (2) 使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。
- (3) 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

- (4) 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- (5) 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- (6) 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。
- (7) 大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。
- (8) 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化にしているか。
- (9) 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。
- (10) 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
- (11) FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。
- (12) 職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。
- (13) 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
- (14) 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
- (15) 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。
- (16) 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

5 経営・管理財務点検委員会

- (1) 組織的倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。
- (2) 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。
- (3) 環境や人権について配慮しているか。
- (4) 学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。
- (5) 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。
- (6) 理事の選任及び事業計画の確実な執行など、理事会の運営は適切に行われているか。
- (7) 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。
- (8) 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。
- (9) 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。
- (10) 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
- (11) 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。
- (12) 監事の選任は適切に行われているか。
- (13) 評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。
- (14) 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。
- (15) 監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。
- (16) 評議員の評議員会への出席状況は適切か。
- (17) 中長期的な計画に基づく財務管理を行っているか。
- (18) 安定した財務基盤を確立しているか。
- (19) 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。
- (20) 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

- (21) 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
- (22) 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
- (23) 予算と著しく乖離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

6 内部質保証点検委員会

- (1) 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。
- (2) 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。
- (3) 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。
- (4) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
- (5) エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。
- (6) 自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。
- (7) 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。
- (8) 三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。
- (9) 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

7 地域貢献点検委員会

- (1) 地域貢献に関する全学的な方針を明示しているか。
- (2) 地域貢献のための恒常的な組織体制を整備しているか。
- (3) 地域貢献のための責任体制が明確になっているか。
- (4) 地域貢献のための効果的プログラムが実施されているか。
- (5) 地域貢献に資する研究が行われているか。

8 教職課程点検委員会

- (1) 教育理念・学修目標を明示しているか。
- (2) 授業科目・教育課程の編集が実施できているか
- (3) 学修成果の把握・可視化ができているか
- (4) 教職員組織は適切か
- (5) 情報公開を適切に行っているか
- (6) 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）を十分に行っているか。
- (7) 関係機関等との連携を十分に行っているか